

令和6年度秋田労働局雇用環境・均等室外7箇所を使用するレンタカー長期賃貸借契約に係る仕様書

1. 契約車種・官署・台数等

別紙①及び②③のとおり

2. 契約予定期間

令和6年5月16日（木）～令和7年3月31日（月）

※期間中、継続してレンタカーを使用するが、契約指定官署や使用時期により変動がある。

3. 納車・返却

(1) 納車

別紙②に示す日時までに、契約指定官署へ納車することとする。

なお、納車にあたっては、契約指定官署と事前に調整を行うこと。

(2) 返却

別紙②に示す日時以降に、契約指定官署から引き取ることとする。

なお、引取りにあたっては、契約指定官署と事前に調整を行うこと。

(3) 車検及び点検等の車両整備が必要な場合は、契約指定官署と協議の上対応する。

4. 保管及び損害の負担

(1) 借主は、賃貸借中の車両を、善良な管理者の注意をもって保管するものとする。

(2) 賃貸借中の車両について、借主が注意義務を怠ったことにより生じた損害は、借主が修理等により原状回復することとする。ただし、天災その他不可抗力であって借主の責めに帰すべからざる事由による損害の場合は、貸主の負担とすること。

(3) 付保する保険補償・免責保証でてん補された損害に対しては、借主は負担しないものとする。

5. 支払

(1) 貸主は、毎月末日経過後10日以内に支払請求書により官署支出官秋田労働局長（以下「官署支出官」）に請求するものとする。

(2) 官署支出官は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

6. 落札業者の決定

(1) 落札者は、総合評価落札方式により決定する。

(2) 次の各要件を満たす入札書のうち、入札説明書別紙9の「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 別紙②「令和6年度秋田労働局雇用環境・均等室外7箇所を使用するレンタカー長期賃貸借契約リスト」に見積単価（1台分の月額料金）を記入し、予定台数及び月数を乗じて得た金額の合計（税抜き）が、国が定めた予定価格の範囲内であること。

※見積単価は、当該仕様書の内容をすべて履行するにあたって必要となる諸経費すべてとし、消費税は含まないものとする。

イ. 入札者の提出した入札説明書別紙8の「性能証明書」が、契約担当官による審査の結果、合格したものであること。

7. その他

- (1) 落札者は仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 再委託についての要件は、別紙④のとおりとする。
- (3) 契約指定官署の連絡先、担当者は以下のとおり。

契約指定官署	郵便番号	住 所	担 当	連絡先
秋田労働局 雇用環境・均等室	010-0951	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階	総務班長	TEL:018-862-6684
秋田労働基準監督署	010-0951	秋田市山王 7-1-4 秋 田第 2 合同庁舎 2 階	業務課長	TEL:018-865-3671
秋田公共職業安定所	010-0065	秋田市茨島 1-12-16	庶務課長	TEL:018-864-4111 部門コード51 #
ハローワークプラザア トリオン	010-0001	秋田市中通 2-3-8 ア トリオンビル 3 階	学卒部門長	TEL:018-836-7820
大曲公共職業安定所	014-0034	大仙市大曲住吉町 33-3	管理課長	TEL:0187-63-0335
本荘公共職業安定所	015-0013	由利本荘市石脇 字田尻野 18-1	管理課長	TEL:0184-22-3421
湯沢公共職業安定所	012-0033	湯沢市清水町 4-4-3	管理課長	TEL:0183-73-6117
鹿角公共職業安定所	018-5201	鹿角市花輪字荒田 82-4	管理課長	TEL:0186-23-2173

令和6年度秋田労働局雇用環境・均等室外7箇所で使用するレンタカー長期賃貸借契約

駆 動 方 式	2WDまたは4WD ※ただし、冬期間は4WD車とする。	
スタッドレスタイヤの有無	有	
納 車 場 所	別紙②のとおり	
台 数	別紙②③のとおり	
契 約 期 間	別紙②のとおり	
納 車	別紙②のとおり	
返 却	別紙②のとおり	
総 排 気 量	950cc～1,500cc	
乗 車 定 員	4名以上	
トランスミッション	4速オートマチック以上、CVT(無段変速オートマチック)又は電気式無段変速機 (AT限定免許でも運転が可能であること)	
主 要 燃 費 対 策	ハイブリッド自動車であること	
使 用 燃 料	無鉛レギュラーガソリン	
環 境 性 能	排ガス性能	下記表1に適合すること
	燃費性能	令和2年度燃費基準達成車(下記表2参考)
装 備	ETC	有
	カーナビゲーション	有
そ の 他	保険補償・免責補償を付保することとする。	

【備考】

- ・上記に記載されていない装備や機能等が標準装備されている車種でも、納車は可能であること。
- ・降雪時については、スタッドレスタイヤおよび冬用ワイパー装着車とすること。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準(乗用車)

区分	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
JCO8モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

表2 ガソリン自動車乗用車に係るJCO8モード又はWLTCモード燃費基準

区分	燃費基準値(ガソリン)
車両重量が971kg以上1,081kg未満	23.4km/L 以上
車両重量が1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L 以上
車両重量が1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L 以上
車両重量が1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L 以上
車両重量が1,421kg以上1,531kg以下	17.6km/L 以上

令和6年度秋田労働局雇用環境・均等室外7箇所で使用するレンタカー長期賃貸借契約リスト

※契約期間開始日の午前10時までに納車し、契約期間終了日の午後5時以降に引き取るものとする。

契約指定官署	納車場所	契約期間	台数 (台)	月数 (月)	見積単価(円) ※1台月額・税抜	賃貸借料金計(円) ※全契約期間・税抜
雇用環境・均等室	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	令和6年5月16日～ 令和6年5月31日	1	0.5		
		令和6年6月1日～ 令和7年2月28日	1	9		
秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎2階	令和6年5月16日～ 令和6年5月31日	1	0.5		
		令和6年6月1日～ 令和6年7月31日	1	2		
		令和6年9月1日～ 令和6年12月27日	1	4		
秋田公共職業安定所	秋田市茨島1-12-16	令和6年5月16日～ 令和6年5月31日	1	0.5		
		令和6年6月1日～ 令和6年11月30日	2	6		
		令和6年12月1日～ 令和7年3月31日	1	4		
ハローワークプラザ アトリオン	秋田市中通2-3-8 アトリオンビル3階	令和6年5月16日～ 令和6年5月31日	2	0.5		
		令和6年6月1日～ 令和6年7月31日	2	2		
		令和6年8月1日～ 令和6年8月31日	1	1		
		令和6年9月1日～ 令和6年11月30日	2	3		
		令和6年12月1日～ 令和7年3月31日	1	4		
大曲公共職業安定所	大仙市大曲住吉町33-3	令和6年6月1日～ 令和6年11月30日	1	6		
本荘公共職業安定所	由利本荘市石脇字田尻 野18-1	令和6年6月1日～ 令和6年11月30日	1	6		
湯沢公共職業安定所	湯沢市清水町4-4-3	令和6年5月16日～ 令和6年5月31日	1	0.5		
		令和6年6月1日～ 令和6年7月31日	1	2		
		令和6年9月1日～ 令和6年11月30日	1	3		
鹿角公共職業安定所	鹿角市花輪字荒田82-4	令和6年6月1日～ 令和6年7月31日	1	2		
		令和6年11月1日～ 令和7年2月28日	1	4		
合 計					総合計(円・税抜) =(入札書記入金 額)	

「令和6年度秋田労働局雇用環境・均等室外7箇所で使用するレンタカー長期賃貸借契約」月別配車台数一覧（単位：台）

契約指定官署	納車場所	5月※	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
雇用環境・均等室	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		10
秋田労働基準監督署	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎2階	1	1	1		1	1	1	1				7
秋田公共職業安定所	秋田市茨島1-12-16	1	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	17
ハローワークプラザ アトリオン	秋田市中通2-3-8 アトリオンビル3階	2	2	2	1	2	2	2	1	1	1	1	17
大曲公共職業安定所	大仙市大曲住吉町33-3		1	1	1	1	1	1					6
本荘公共職業安定所	由利本荘市石脇字田尻野 18-1		1	1	1	1	1	1					6
湯沢公共職業安定所	湯沢市清水町4丁目4-3	1	1	1		1	1	1					6
鹿角公共職業安定所	鹿角市花輪字荒田82-4		1	1				1	1	1	1		6
合 計		6	10	10	6	9	9	10	5	4	4	2	75

※5月に関しては、5月16日から使用。

再委託についての要件

1. 再委託について

- (1) 落札者は、委託業務の全部を一括して第三者(受注者の子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に再委託することはできない。
- (2) 落札者は、再委託する場合には、契約書に定める様式により発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業者に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 落札者は、委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を遵守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託者と約定しなければならない。

2. 再委託先の変更

- (1) 落札者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が上記第1の(2)のただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式の再委託に係る変更承認申請書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 落札者は、再委託者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令に違反したことにより送検された場合において、発注者が再委託先の変更を求めた場合にはこれに応じなければならない。

3. 履行体制

- (1) 落札者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を発注者に提出しなければならない。
- (2) 落札者は、履行体制図に変更があるときは、速やかに契約書に定める様式により履行体制図変更届出書を発注者に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (3) 上記第3の(2)の場合において、発注者は契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、落札者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。